

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

The Labour Year Book of Japan special ed.

第一編 戦時経済の推移と労働統制

第三章 戦時経済崩壊期の労働統制

第二節 決戦態勢下の労働統制

一九四三年一月の閣議で決定をみた「生産増強勤労緊急対策要綱」は、労働が全国民の国家的急務となっているとして、「国民皆働体制の整備強化」と「皇国勤労観の確立」をうたい、以後労務関係勅令のあいつぐ改正によって労働統制はほぼその極限に達し、国民徴用の徹底的強化と女子および学徒の動員が急角度に進行した。増産のための「労務管理」は、労働時間その他にみられる露骨な労働条件の悪化を公認するにいたり、労働力の磨滅に導いた。

一九四四年の労働政策では、一月の閣議決定にもとづく「緊急国民勤労働員方策要綱」に強調された労働力の量的確保のうえに、三月の閣議で決定された「勤労昂揚方策要綱」にうたわれた労働力の質的培養・勤労能率の最高度の発揮が叫ばれたが、すでにほとんど実質的な基盤を失っていた。一九四四年秋には、軍需産業における労働力不足は最高に達した。

一九四五年三月、政府は臨時閣議において「決戦勤労働員実施に関する件」を決定して発表したが、これによると今後の勤労働員の重点は、(1)国土要塞化、疎開の徹底化など防備および防空施設の建設、(2)食糧の増産、(3)航空機、特攻兵器、地上兵器など決戦兵器の生産、(4)甘藷、松根油、石炭、アルミニウムなど燃料および原料の確保、(5)輸送の増強ということであった。こうして限られた緊急必要部面の労務充足だけに労働政策を集中せざるをえなくなったが、それすら末期的な願望の表明以上のもではなくなった。国民動員の業務も地方に委譲され、全国的な労働政策の実施体制はすでに実質的に崩壊しきっていた。

国民徴用の強化

一九四三年八月から改正国民徴用令が施行されたが、同法令は、徴用が国家の要請にもとづく産業応召であるという国家性を明確にし、社長の徴用・被徴用者の服務規律等を定め、また徴用工に対し必要に応じて従業工場を移動させうることとした。被徴用者で管理工場または指定工場において総動員業務に従事するものを「応徴士」と呼び、被徴用者は忠誠を主として総動員業務に精励すべきことを規定し、他の模範たる者に功労章を設定した。八月一九日首相官邸において社長徴用令書令達式がれいれいしく挙行された。また、一九四一年八月管理工場に徴用令が実施されて以来、第一次の被徴用者は一九四三年八月で徴用期間が満了するわけであるが、満期者の徴用解除を行なうことは、決戦下の生産増強に障害があるとして、七月の次官会議でさらに一年ないし二年間期間を更新することとなった。

また、軍需会社法の制定に伴って、一九四三年一二月に厚生省令によって軍需会社徴用規則が公布・実施されたが、これによって、指定を受けた軍需会社の生産責任者はなんらの手続きを要せず、またなんらの欠格事由も許さず徴用期間の定めなしに必ず徴用され、従業者の業務従事・社内転任はその生産責任者に任されることとなった。

国民登録制度については、一九四三年一二月から男子の適用範囲を五年引き上げて満四五歳未満まで拡張されたが、さらに一九四四年二月からは、これまで技能者登録と青壮年国民登録に分かれていた国民登録を一元化し、その拡充整備をはかった。国民職業能力申告令のこの画期的な改正によって、年齢範囲は、男子は一二歳以上六〇歳未満、女子は一二歳以上四〇歳未満(配偶者なきもの)に大拡張され、適用除外者は、特殊申告令の適用を受けるもののほか国民学校在学者および配偶者ある女子などに限られた。この結果、従来適用除外を認められていた技能者・国民労務手帳受有者・徴用中の者・中等学校以上の学校在学者も申告を要することになった。また別に、科学技術者登録が創設された。

女子勤労働員

一九四三年七月の労務調整法の改正によって政府は男子就業の制限および禁止を行ないうることとなり、九月にその第一次発動があった。これによって簡単な事務的職業、軽易な商業的職業、娯楽接客的職業などで、女子または四〇歳以上の男子をもって代替しうる一七種の職種については、一四歳以上四〇歳未満の男子の就業は制限・禁止され、現に就業中のものも特別の事情ある者を除き禁止期日(四ヵ月ないし八ヵ月後)までに時局産業方面に転換することとなった。

このような男子就業の禁止に伴って女子の勤労働員を徹底的に強化し、禁止された職種の男子との交替のみならず、さらに積極的に時局産業方面の要員を確保することが必要となった。厚生省は九月から新たに女子勤労挺身隊を編成することになった。これは従来の勤労報国隊と異なって、さしあたり一年ないし二年の長期にわたり、新規女学校卒業者は同窓会単位により、その他一四歳以上の未婚者は部落会・婦人会単位により、団体として軍需工場などに出勤させる制度である。女子を優先的に動員する対象としては、航空機関係工場・政府作業庁・官庁およびこれに準ずるもの(とくに男子徴用により補充を要するもの)・男子の就業禁止の職種などがとりあげられた。

男子従業者の配置規制は一九四四年にはいるとともにいっそうきびしくなり、八月の閣議において、事務者および作業者(技術者を除く)について女子使用標準率を設定し、女子事務者・女子作業者の数は原則として右の標準率以上を目標にし、男子従業者の雇入れは右の標準率を目標にして制限するとともに、女子労働力の給源を確保するため必要の場合には業種または職種を指定して女子従業員の雇入れ・使用・就職・従業を制限または禁止し、また有業者について職域ごとに挺身隊を結成させるなど、女子の動員をいっそう徹底することを決定した。

一九四四年八月に公布・施行された女子挺身勤労令は、従来法によって命ずるものでなくもっぱら政府の指導と勧奨によって出動を要請するものであった女子挺身隊を、必要に応じて強制的に出動促進を行なうこととした。すなわち、地方長官はあらかじめ作成された隊員名簿のなかから所要の人員に挺身勤労命令書を交付して挺身隊を編成するのであり、その令書を受けたものは原則として一ヵ年間勤労挺身の義務を負い、それに応じない場合には総動員法第六条にもとづく就業命令を発し、それにも応じない場合は一年以下の徴役または一千元以下の罰金という罰則がついていた。

戦局がいっそう悪化するにつれて、ついに女子の徴用(ただし新規徴用を除く)が実施された。一九四四年一月に厚生次官から全国に「女子徴用実施ならびに女子挺身隊出動期間延長に関する件」の通牒が出され、同時に軍需会社徴用規則の一部改正が公布、即日施行され、女子の生産面への動員が画期的に強化されることになった。新たに徴用される女子は、さしあたり現在男子の徴用を実施している工場などに勤務している者に限られる。軍需会社に指定されている工場に勤めている女子については、軍需会社徴用規則の改正によってそのまま現員徴用となり、徴用期間と年齢には制限がない。また各省の管理工場に勤めている女子については、工場側の徴用申請にもと

ついて、工場の徴用令状が地方長官を通じて渡されるのであり、年齢は一応国民登録の要申告者である満一四歳以上四〇歳未満の者であるが、必要に応じてその範囲外の者も徴用し、出勤期間は一カ年であった。

学徒勤労働員

一九四三年五月の閣議で決定をみた学徒戦時動員体制確立要綱は、学徒の動員を教育錬成内容の一環とみ、食糧増産・国防施設・緊急物資増産・輸送力増強の四事業に重点を盤いて、学徒動員をはじめ国民動員計画のなかに位置づけ、一九四四年一月の閣議で決定した緊急学徒勤労働員要綱は、動員学徒の勤労すべき工場・事業場を特定して学校と緊結し、学校を基本とする団体組織をつくって特定部署に恒常循環的に動員しうよう計画をたて、一年間にほぼ四カ月を標準として継続的に動員を行なうこととした。ついで二月初めの宮中における重要閣議で決定した非常措置の一項目では、原則として中等学校以上の学生・生徒はすべて非常任務に出動できる組織的態勢に置き、必要に応じて随時活発な動員を実施し、学校・宿舍は必要に応じ軍需工場・軍用非常倉庫・非常病院・避難住宅その他緊要の用途に転用することになった。

さらに、航空機の緊急増産が至上命令となるに応じて、学徒勤労働員も徹底的に強化され、同年七月、文部省は、(1)国民学校高等科児童・中等学校低学年生徒の動員、(2)一週六時間の教育訓練時間撤廃、(3)一日一〇時間勤労の励行、(4)男女とも中等学校三年生以上の深夜業就業断行とその準備期間の短縮などの実施を通達し、学徒は生産一途に邁進させられることとなった。

一九四四年八月に学徒勤労働令が公布、即日施行された。同令が従来国民勤労報国協力令と異なる点は、(1)ひきつづき学徒を動員させる期間は従来二カ月以内であったのを一年以内に改めたこと、(2)動員対象を中等学校低学年生および国民学校高等科児童の範囲に拡充し、かつ学校長および職員をもそのなかに入れたこと、(3)学徒動員は勤労即教育であるべきだとの指導精神を明示したこと、(4)学徒勤労働運営上の手続きを簡素化したこと、などである。

一九四五年にはいると、政府は本土決戦化に対応して、二月の臨時閣議において「決戦教育措置要綱」を決定し、国民学校高等科から大学にいたる全校の授業停止を断行することになった。これによって従来学校において授業を受けていた中等学校一、二年生と大学・高専の一年生も、通年動員の上級生とともに総動員されることになった。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

発行 1964年

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 東洋経済新報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
